

4 社会全体で子ども、若者や子育てを支援

(1) 地域全体で子どもを育む環境づくり

ア 現状と課題

少子化や核家族化の進展に伴い、子どもや保護者と地域の関わりが希薄になっています。これにより、子育て家庭が地域から子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しくなり、孤立して育児をする状況に陥ることがあります。また、あらゆる年齢や立場の人が交流できる場所が減少しており、子どもが地域の中で育つ環境が少なくなっています。地域と交流する居場所づくりに取り組み、地域そのものを安全、安心な場所とする必要があります。

また、働く親が、長時間労働等により家庭や地域で子どもと一緒に過ごす時間を十分確保できなくなり、保護者の注意の届かない時間が増えています。子どもが行きやすく、安全に安心して過ごすことのできる居場所が必要です。モニター調査では、居場所に求める要素として「気軽に行ける」、「安心できる場所、安全な場所」が意見として多く、「交流ができる場所」を求める声も複数ありました。居場所について、「たくさんある、いくつかある」と回答した67.6%が「とても幸せ」と回答し、「不幸せ」と感じている回答者の72.7%が「居場所がない」として回答しています。

居場所と感じる場所の多寡と幸福度の関係

		居場所とを感じる場所はどれくらいありますか			
		たくさんある	いくつかある	ある	ない
幸せと 感じていますか	とても幸せ	42人(27.3%)	62人(40.3%)	27人(17.5%)	23人(14.9%)
	幸せ	24人(14.9%)	67人(41.6%)	37人(23.0%)	33人(20.5%)
	どちらでもない	0人(0.0%)	14人(32.6%)	8人(18.6%)	21人(48.8%)
	不幸せ	0人(0.0%)	1人(9.1%)	2人(18.2%)	8人(72.7%)

イ 展開する施策

(ア) こどもの居場所づくりの推進

自分の居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感に関わり、生きる上で不可欠な要素であることから、誰一人取り残さないよう子どもとともにこどもの居場所づくりを推進します。

a：子ども食堂の設置拡大

全ての子どもたちが安心して地域の大人と関わり、社会性を育む場として、食事の提供、学習支援や地域交流の拠点となるこどもの居場所づくりに取り組んでいる団体を支援します。

b：放課後児童クラブの整備推進

昼間、保護者が就労等により家庭にいない小学生の健全育成に資するため、放課後児童クラブの施設整備を行う市町村を支援します。また、専門的な知識や豊富な経験を有する巡回アドバイザーが、放課後児童クラブに通う子ども、育成支援を行う従事者等の意見を聴取し、助言を行うとともに、実施主体である市町村や子どもが通う小学校とも連携しながら、地域一帯で放課後児童クラブの質の向上を図ります。

c：地域参加によるこども交流活動の支援

社会性、豊かな人間性、たくましさ等を育てるため、地域等で展開されるESD^{※84}の視点を踏まえた活動、環境学習、自然体験、集団宿泊体験、奉仕体験、スポーツ活動、芸術、ダンス等の創作的活動といった様々な体験活動や、異世代間、地域間交流等の多様な活動の機会の提供を推進します。

d：子ども会、児童館や公民館等での活動支援

子ども会の育成、充実を推進します。また、児童館や公民館等の積極的な活用等により、遊戯やレクリエーションを含む、様々な体験や交流活動のための十分な機会を提供します。

e：支援を必要とするこどもや若者の居場所の確保

家庭等に居場所がないこどもや若者がそのニーズに合った必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所の確保に取り組むとともに、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じ、進路等の相談支援、食事の提供、関係機関へのつなぎ等を行うなど包括的な支援を提供することができる安心な居場所の確保を促進します。

f：放課後等の学習や体験、交流活動の充実

学校の余裕教室や公民館等を活用し、地域の人々の協力を得ながら、学習や様々な体験、交流活動を行う取組を支援します。

g：不登校のこどもの居場所の確保(再掲)

学校、教育支援センターやフリースクール等の民間施設と連携し、不登校のこどもの居場所の確保を図ります。

h：学び直しの場の設置促進

様々な理由で義務教育が未修了となった人等の就学機会の確保のため、夜間中学の設置を促進します。

(イ) 学校、家庭、地域の連携と協働

学校、家庭、地域が一体となりこどもを育む仕組みづくりを推進します。

a：地域とともにある学校づくり

学校、家庭、地域で「どのようなこどもたちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標やビジョンを共有し、一体となってこどもたちを育む取組を推進します。

b：学校を核とした地域づくり

学校を核とした地域との連携、協働の取組を通じて、こどもたちに地域への愛着や誇りを育み、地域の将来を担う人材の育成を図ります。

(ウ) こどもまんなかのまちづくり

公共施設の遊び場や子育て関連施設の充実を図り、バリアフリー化等を推進するとともに、遊具の安全点検等によりこどもが安全に遊べる環境づくりを推進します。

a：公共施設の遊び場や子育て関連施設の充実

公園、図書館など、こどもや若者、子育て家庭が居場所としている公共施設の充実を図ります。

※84：持続可能な開発のための教育

b：こどもの不慮の事故防止

こどもの発達段階に応じた事故予防の啓発に努め、家庭と市町村、保健所、消防機関等の関係機関の連携により、引き続き、事故防止対策に取り組みます。また、予防可能なこどもの死亡を減少させていくため、国の動向を注視しながら、CDR(チャイルド・デス・レビュー)^{※85}の取組を検討していきます。

c：公共機関等における駐車場適正利用

妊産婦の方に対しても公共機関等(公共施設や商業施設など)における障害者等用駐車区画を利用できる制度を実施します。

(2) 子ども、若者や子育てに関わる人への支援**ア 現状と課題**

少子化や核家族化の進展に伴い、こどもや保護者と地域の関わりが希薄化していることにより、保護者が孤立し、子育ての悩みや問題を抱える家庭が増加傾向にあります。

核家族化の進展等により保護者のものの見方や考え方がこどもに及ぼす影響が大きくなる等、こどもや家庭を取り巻く様々な社会問題が解消されにくくなっています。

こどもや若者が抱える問題は、複合的かつ複雑であることが少なくないため、こどもや若者の相談業務を行っている支援機関や相談員等については、支援に必要な知識や実践力を習得しておくことや他機関との連携が求められています。

イ 展開する施策**(ア) 親への支援**

地域の中で子育て家庭が支えられるよう支援を推進し、全ての親を対象にこどもの成長に応じた、こどもへの適切な関わり方等を学ぶ機会を地域、福祉、教育等が連携し、支援します。

a：子育て家庭支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、地域子ども・子育て支援事業を市町村とともに推進します。

b：経済的支援

子育てにかかる経済的負担を軽減するため、第2子の一部及び第3子以降の保育利用料等の無償化、育児支援(一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター、子育て短期支援事業、病児保育事業)の多子世帯向け利用料助成、乳幼児の医療費助成を引き続き市町村と連携し実施していきます。また、学校給食の無償化については、引き続き、国にも要望しながら実施について検討していきます。

c：家庭教育支援

保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うために保護者が学ぶことや、身近に相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、家庭教育支援チームの普及など、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。

※85：医療機関や行政をはじめとする複数の機関や専門家が連携して、亡くなったこどもの事例を検証し、予防策を提言する取組のこと

d：こどもの育ちに応じた親への支援

こどもの育ちの過程に応じ、親がこどもへの適切な関わり方等を学ぶ機会を設けるなど、全ての親の育ちを切れ目なく促す仕組みづくりを検討します。

(イ) こどもや子育て支援の担い手の養成と確保

こどもや子育て支援の担い手となる民間協力者の確保や研修に取り組みます。

a：地域のこどもと関わる指導者の養成

こどもや若者の体験活動を育む体験活動指導者の養成、研修を支援します。

b：地域における多様な担い手の育成

保護司^{※86}、人権擁護委員、児童委員、少年警察ボランティア、母子保健推進員等の民間協力者について、幅広い世代、分野からの人材の確保を図るとともに、研修を充実させます。また、同世代が行う困難を抱えたこどもを支援する活動を促進します。

(ウ) 専門性の高い人材の養成や確保

こども、若者や子育てに関わる人の資質向上のための研修等を実施します。

a：分野横断的な支援人材

相談業務に従事する公的機関やNPO等の職員を対象として、教育、福祉、雇用等の分野横断的な知見と支援手法を駆使し、困難を抱えるこどもや若者を円滑な社会生活へと導く支援コーディネーターを養成するための研修を実施します。

b：教員の資質能力の向上

指導方法の研究、改善、キャリア段階に応じて身に付けるべき資質や能力を示した指標に基づく教員研修の充実、市町村間の交流や他府県等への派遣を進め、教員の実践的指導力や専門性等の向上を図ります。

c：医療、保健、思春期心理関係専門職の養成や確保

県立医科大学県民医療枠、地域医療枠等の地域枠の設置や看護学生を対象に修学資金を貸与することなどにより、医療や保健関係従事者の人材確保を図ります。また、医師や保健師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等を対象に、児童思春期における心の健康問題に対応できる専門家の養成研修等を行い、精神保健福祉センター等における相談体制を強化します。

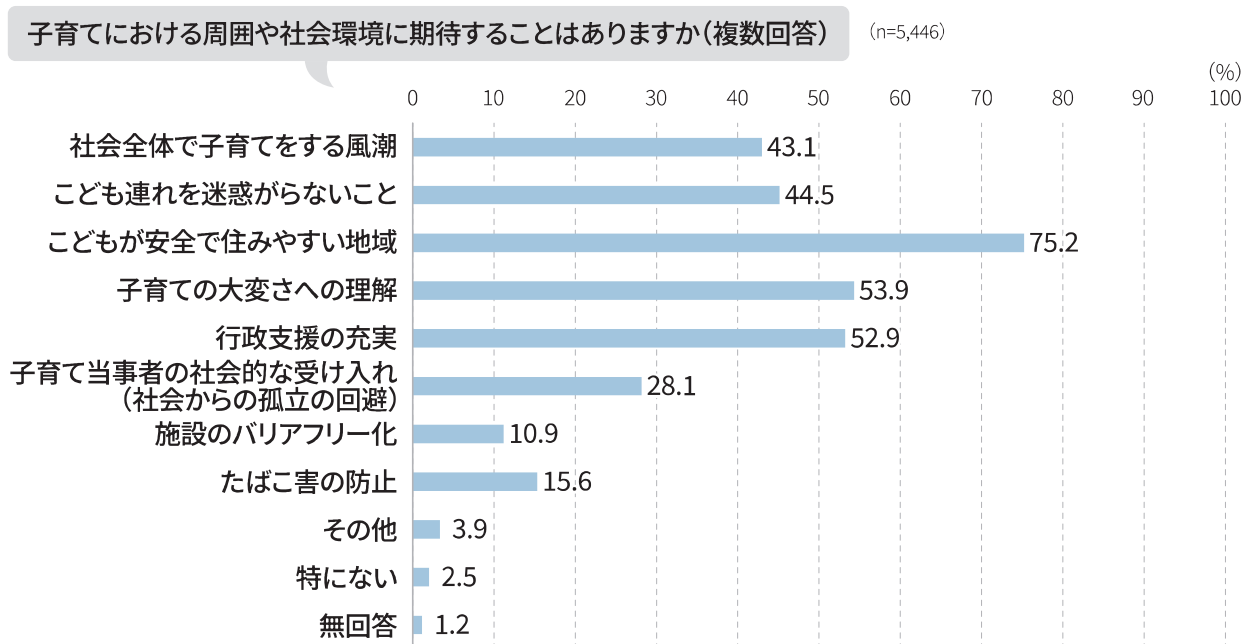
※86：犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える非常勤の国家公務員（給与は支給されない）

(3) こども、若者や子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

ア 現状と課題

子育て当事者は周囲や社会に対し「子育ての大変さ」への理解を求めています。県内の子育て当事者の多くは、今の社会はこどもや子育てにやさしい社会だと感じていません(25ページのグラフ「日本の社会は結婚、妊娠、こども、子育てにやさしいと思うか」を参照)。

子育てにおける周囲や社会環境に期待することについて、「こどもが安全で住みやすい地域」が75.2%で最も高く、次いで「子育ての大変さへの理解」が53.9%、「行政支援の充実」が52.9%となっています。

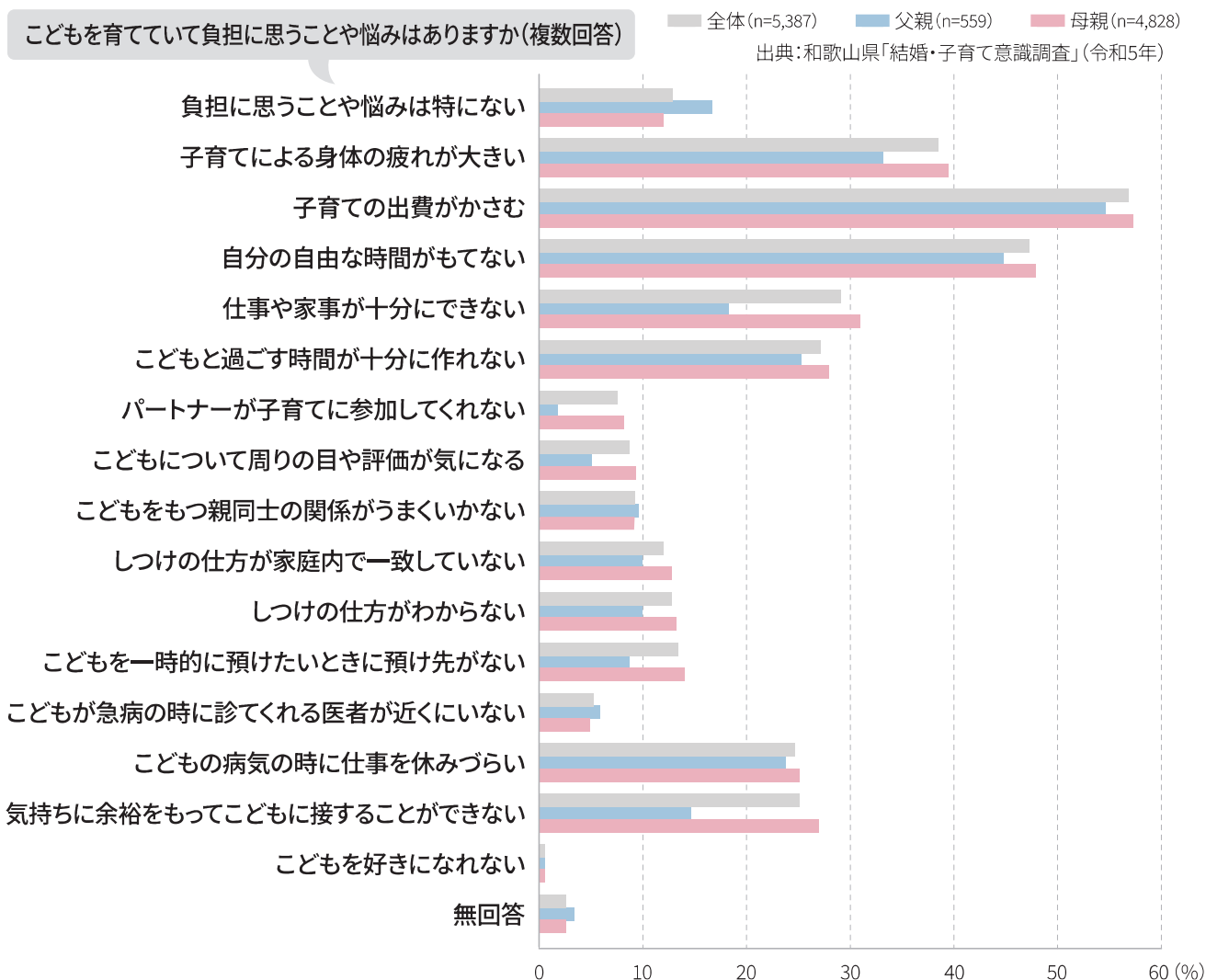


出典:和歌山県「結婚・子育て意識調査」(令和5年)

こどもを育てていて負担に思うことや悩みについて、「子育ての出費がかさむ」が56.4%で最も高くなっています。

父母別にみると、父親は「仕事や家事が十分にできない」「気持ちに余裕をもってこどもに接することができない」の割合が母親に比べ低くなっています。





1 展開する施策

(ア) 社会全体で子ども、若者や子育てを応援する気運醸成

子育ては全て親の責任といった人々の意識を解消するため、社会全体で子どもを育む気運を醸成します。

a：子どもや子育ての応援

子どもまんなか応援サポーター^{※87}や子どもファストトラック^{※88}の推進により、全ての人が子どもや子育て家庭を応援するよう社会全体の意識改革を図ります。

b：地域での子育て応援

企業や団体への子育て応援啓発など、地域における子育て応援に関する取組の促進を図ります。

c：子どもや子育て中の人とそれ以外の人との交流の場の創出

地域での子どもの居場所を作り、子どもや子育て中の人と地域の人との交流を促進するため、子ども食堂を実施する民間団体の取組を支援します。また、乳幼児と児童、生徒、若者との触れ合いの場を通じて、若い世代が乳幼児のことを知り、子育ての大切さを理解促進ができる取組を検討します。

※87：子どもたちのために何が最も良いことを常に考え、子どもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「子どもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、自らもアクションに取り組む個人、団体、企業、自治体等

※88：公共施設や商業施設などの受付において、妊婦や子ども連れの方を優先する取組